

[事案 2025-40] 告知義務違反解除無効請求

・令和 8 年 5 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、解除の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

悪性神経鞘腫および髄膜炎により、令和 5 年 1 月および同年 6 月に入院して手術を受けたことから、令和 3 年 9 月に代理店を通じて契約したがん治療保険にもとづき、給付金および保険料払込免除の請求をしたが、告知義務違反を理由に、契約が解除され、給付金は支払われなかった。しかしながら、本契約の申込前に代理店の募集人と面談した際に、以前罹った病名（良性の神経鞘腫）を伝えていたため、本契約の解除を無効とすることおよび給付金の支払いを求める。

- (1) 自分は、30 年来、他社のがん保険に加入していたが、テレビの特集を見て「古い保険は給付が支払われないことがある」と知り、保険の見直しを検討するために募集代理店へ連絡した。その後、代理店の募集人から連絡があり、面談することとなった。
- (2) 契約直前の代理店募集人との面談には、被保険者である自分と本契約の現契約者である夫の 2 人で対応した。面談の際、自分は募集人に対し、以前、「良性の神経鞘腫」に罹患したことがある旨を伝えた。神経鞘腫の漢字が説明できなかったため、夫がインターネットで調べて募集人に見せたところ、募集人は、メモを取っていた。自分たちが、病名を伝えて保険に入れるかどうかを尋ねたことに対し、募集人は持ち帰ったが、後日、募集人から本契約の申込書が送られてきて、必要事項を記入して送り返すように求められたので、申立人らは、「がんじゃないから入れるんだね」と言って安心し、申込書を記入し、送り返した。募集人から申込書類が送られてきたとき、伝えた病名を書類へ記入するよう指示されるなどの説明は全くなかった。
- (3) 自分は、令和元年 12 月に、神経鞘腫の手術を受けているが、医師から「おでき」と言われていたため、神経鞘腫が腫瘍の一種であるとの認識がなかった。その上、代理店の募集人に病名を伝えた上で申込書類が送られてきたし、申込書類にも、募集人から特段の注意書きが付されていなかったことから、問題なく保険に加入できるものと考えて、告知書の質問事項に対し「いいえ」と記入して返送した。
- (4) 自分が、本契約を解除された後、代理店の募集人に電話をしたところ、募集人は「珍しい病気だったので覚えています」と発言しており、募集人は、自分の既往症を把握していた。自分は正直に病名を伝えており、告知義務違反には当たらない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、告知日以前の令和元年 12 月に病院を受診し、頭部MRI（造影）検査を実施し、検査の結果「左聴神経腫瘍の疑い」と診断され、同年 12 月に、「左小脳橋角部腫瘍、おそらく神経鞘腫である」旨病名告知を受けた。上記事実は、告知書の質問事項に該当するが、申立人は告知をしていない。当社が行った電話確認に対し、申立人は「病院から令和元年 12 月に神経鞘腫と病名告知は受けていました。告知しなかったのは加入する保険ががん保

陰であり、腫瘍＝癌の事と思っていたからで、腫瘍に該当することを今知りました」と回答しており、重大な過失があったと認められるため、告知義務違反による解除要件を充足している。

(2) 本契約は、契約の締結の日から起算して2年を超えて有効に継続しているが、給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由が、本契約の締結から起算して2年以内に生じている。

(3) 主治医の回答書によれば、不告知の神経鞘腫と入院の原因となった「悪性神経鞘腫」との因果関係は「不明」とされているが、その根拠として「令和5年1月の手術にて悪性と判断したが、それまでは良性と判断していたため、悪性化の原因は分からない」と記載されており、「神経鞘腫」と「悪性神経鞘腫」との因果関係が全くないとは認められず、約款所定のがん診断給付金等の支払いには応じられない。

(4) 代理店の募集人は、募集時、申立人に対して告知書を提示し、告知書の告知書記入例に従い、告知書の告知項目の確認を行い、正しく告知しなかった場合のデメリット（給付されない・契約が無効になる等）を説明した。また、募集人は、募集の際、申立人らから、本件の病名や告知項目に該当するような話は聞いていない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人らおよび代理店の募集人の事情聴取を実施した。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人らの請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。